

## 豊中市議会委員懇談会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）第128条第4項の規定に基づき、委員懇談会の運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 委員懇談会は、委員会の運営上必要と認める事項に関し協議又は調整を行う。

### (構成)

第3条 委員懇談会は、当該委員会に所属する委員全員をもって構成する。

2 第5条の規定により、当該委員会に所属する委員でない議員の出席を求めた場合は、当該委員でない議員を前項の委員に含むものとする。

### (会議)

第4条 委員懇談会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

3 委員懇談会は、第3条第1項に規定する当該委員会に所属する委員（以下「当該委員会の委員」という。）の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

### (当該委員会の委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めるときは、議長の許可を得て当該委員会の委員以外の者に対して出席を求めることができる。

### (会議の非公開)

第6条 委員懇談会の会議は、公開しない。ただし、当該委員会の委員の出席者の過半数の同意があったとき（可否同数のときは委員長が決定する。）は、公開することができる。

### (記録)

第7条 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員懇談会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は，平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年12月21日から施行する。